

【和歌山市】

規格の設定

項目	要件
基本要件	(1) 都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠及び色彩を有するものとする。こと。 (2) 地色に濃厚なものを使用しないものであること。 (3) 広告物の側面及び裏面の不体裁な支柱、金具等が露出せず、美観を損なわないように施工するものであること。 (4) 汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。 (5) 蛍光及び発光塗料を使用しないものであること。 (6) 周囲の景観との調和を図るため、表示する広告物又は設置する掲出物件の数は必要最小限とすること。 (7) 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、安全面に考慮しながら、地域特性等を踏まえたものとする。こと。 (8) 風雨、震動、衝撃、落雷等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。 (9) 建築物を利用する場合は、その建築物に対し構造耐力上支障のないものであること。 (10) 道路を占用して設置される広告物又は広告物を掲出する物件にあつては、道路管理者の許可を受けたものであること。
定義	<p>・壁面広告とは、建築物若しくは塀の壁面に直接塗料等で広告内容を表示し、又は建築物若しくは塀の壁面に、木若しくは金属等の耐久性のある材料を使用して取り付け、広告内容を表示するものをいう。</p> <p>・突出し広告とは、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであつて、建築物の壁面から突き出して取り付け、広告内容を表示するものをいう。</p> <p>・つり下げ広告とは、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであつて、建築物その他の物件からつり下げて取り付け、広告内容を表示するものをいう。</p> <p>・屋上広告とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであつて、建築物の屋上（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物を含む。）に設置して広告内容を表示し、又は屋上構造物に直接塗料等で広告内容を表示するものをいう。</p> <p>・バスシェルター広告とは、バスの停留所に設けられた上屋に広告物が添架されたものをいう。</p> <p>・独立して設置される広告物とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであつて、土地に設置し、広告内容を表示するもの（防火壁、塀、フェンス等の工作物に直接表示し、設置するものを含む。）をいう。</p> <p>・貼り紙とは、広告内容を紙等に印刷し、又は手書きし、テープ、押しピン等により貼り付けられたものをいう。</p> <p>・貼り札とは、ベニヤ板、プラスチックその他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で広告内容を表示するものをいう。</p> <p>・立看板とは、紙、布、木又は金属等の材料を使用して作成されたものであつて、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は建築物その他工作物等に立て掛け、広告内容を表示するものをいう。</p> <p>・置看板とは、金属、プラスチックその他これらに類するものを使用して作成されたもので、店頭等に置いて広告内容を表示するものをいう。</p> <p>・広告幕とは、布状のものをさお、ひも等に掛け、建築物その他の物件を利用して設置し、容易に取り外すことができる状態で広告内容を表示するものをいう。</p> <p>・のぼり旗とは、木、プラスチック、金属等のさおに布その他のものを取り付けたもので、単独で立て、又は針金等で建築物その他の物件に取り付け、その布その他のものを利用して広告内容を表示するものをいう。</p> <p>・ぼんぼりとは、木、金属等の枠に紙、布等の覆いを取り付けた燭台で、光源をもつものに広告内容を表示するものをいう。</p> <p>・道標とは、道路の通行の便宜のために設置し、地名又は公共的な施設等の方向、里程等を表示するものをいう。</p> <p>・案内図板とは、土地に設置し、又は建築物の壁面に取り付け、事業所等を案内するための図表を表示するものをいう。</p> <p>・案内板とは、土地に設置し、建築物の壁面に取り付け、又は電柱に巻き付け、若しくは取り付け、事業所等の名称、方向、里程等の案内誘導を表示するもの（商品その他の営業上の情報を表示するものを除く。）をいう。</p> <p>・電光表示広告物とは、発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他表示の内容を常時変化することができる広告物で、文字又は動画が表示されるものをいう。</p> <p>・一般広告物とは、自家用広告物等以外の広告物をいう。</p> <p>・表示面積の合計とは、表示しようとする広告物（電光表示広告物を含む。）の面積と既に表示されている広告物（電光表示広告物を含む。）の面積を合算したものをいう。</p>

禁止地域等以外の区域における許可基準

種類	基準				
	地域の区分ごとの基準			共通	
	第1種地域	第2種地域	第3種地域		
壁面広告	自家用広告物等	表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100㎡以下の場合にあっては1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の3分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100㎡を超える場合にあっては1壁面につき、壁面面積の数から100を控除した数に20分の1を乗じて得た数に20を加えた数以下で、かつ、100㎡以下であること。	表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100㎡以下の場合にあっては1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の3分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100㎡を超える場合にあっては1壁面につき、壁面面積の数から100を控除した数に10分の1を乗じて得た数に30を加えた数以下で、かつ、200㎡以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100㎡以下の場合にあっては1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の2分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100平方メートルを超える場合にあっては1壁面につき、壁面面積の数から100を控除した数に7分の1を乗じて得た数に50を加えた数以下で、かつ、300㎡以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	<p>(1) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(2) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
	一般広告物	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。</p> <p>(2) 個数は、1壁面につき、1事業所1個とすること。</p>	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。</p> <p>(2) 個数は、1壁面につき、1事業所1個とすること。</p>	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。</p> <p>(2) 個数は、1壁面につき、1事業所1個とすること。</p>	
突出し広告	自家用広告物等	地盤面から広告物の上端までの高さは、10m以下であること。	地盤面から広告物の上端までの高さは、20m以下であること。	地盤面から広告物の上端までの高さは、30m以下であること。	<p>(1) 表示面は、2面であること。</p> <p>(2) 1壁面につき、1列とし、規格を統一するものであること。</p> <p>(3) 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。</p> <p>(4) 通常の通行の妨げにならないものであること。</p> <p>(5) 道路に突き出ないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合にあっては、道路の占用の許可を受けて設置する道路の上空における突出し幅が1.0m以下であるものに限り、道路に突き出すことができる。</p>
	一般広告物	<p>(1) 地盤面から広告物の上端までの高さは、10m以下であること。</p> <p>(2) 信号機及び道路標識から10mの範囲内に突き出ないものであること。</p>	<p>(1) 地盤面から広告物の上端までの高さは、20m以下であること。</p> <p>(2) 信号機及び道路標識から10mの範囲内に突き出ないものであること。</p>	<p>(1) 地盤面から広告物の上端までの高さは、30m以下であること。</p> <p>(2) 信号機及び道路標識から10mの範囲内に突き出ないものであること。</p>	
つり下げ広告		<p>(1) 1個の広告物の表示面積は、2㎡以下とすること。</p> <p>(2) 道路の占用の許可（道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可）を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5m（歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5m）以上であること。</p> <p>(3) 通常の通行の妨げにならないものであること。</p>			
屋上広告	自家用広告物等	広告物の高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、7m以下とすること。	広告物の高さは、建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、10m以下とすること。	広告物の高さは、建築物の高さの3分の2以下とし、かつ、15m以下とすること。	<p>(1) 建築物1棟につき、1個であること。</p> <p>(2) 屋根に直接表示しないこと。</p> <p>(3) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(4) 木造建築物に設置するものでないこと。</p>
	一般広告物	広告物の高さは、建築物の高さの5分の1以下とし、かつ、7m以下とすること。	広告物の高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、10m以下とすること。	広告物の高さは、建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、15m以下とすること。	

バス シエ ルター 広告	一般広告 物	(1) 1面当たりの表示面積は、3㎡以内であること。 (2) 広告物を設置し、管理する者は、バス事業者であること。			
独立して 設置される 広告物	自家用広 告物等	表示面積は、1面につき、15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。	表示面積は、1面につき、20㎡以下で、かつ、合計40㎡以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	表示面積は、1面につき、30㎡以下で、かつ、合計60㎡以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	(1) 高さは1.5m以下であること。 (2) 片面にのみ広告物を表示する場合でその裏面が見えるときは、板等により覆い、又は塗装するものであること。 (3) 道路に突き出ないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合にあっては、道路の占用の許可を受けて設置する道路の上空における突き出し幅が1.0メートル以下であるもの限り、道路に突き出すことができる。

一般広告物	表示面積は、1面につき、7㎡以下で、かつ、合計14㎡以下であること。	表示面積は、1面につき、15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	表示面積は、1面につき、20㎡以下で、かつ、合計40㎡以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	(1) 高さは7m以下であること。 (2) 片面にのみ広告物を表示する場合でその裏面が見えるときは、板等により覆い、又は塗装するものであること。 (3) 道路に突き出ないものであること。 (4) 踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10m以上離して設置するものであること。 (5) 独立して設置される一般広告物の相互間の距離は、後から設置される広告物の高さ(4m未満のときは、4mとする。)以上であること。 (6) 点滅し、又は回転するものでないこと。
電柱その他の電柱の類を利用する広告物	(1) 電柱その他の電柱の類に直接塗料等で広告内容を表示するものでないこと。 (2) 電柱その他の電柱の類から突き出し、又は電柱その他の電柱の類に巻き付けるものとし、突き出すものにあつてはその大きさが縦1.2m以下、横0.5m以下で、かつ、突出し幅が0.6m以下で、地盤面からその下端までの高さが4.5m(歩道の上空にあつては、2.5m)以上、巻き付けるものにあつては地盤面からその上端までの高さが3.5m以下、その下端までの高さが1.5m以上となるように設置すること。 (3) 電柱その他の電柱の類1本につき1個に限ること。ただし、巻き付けるものにあつては、その表示面積が1㎡を超えない場合に限り、2個とすることができる。 (4) 彩度(日本産業規格のマンセル表色系の彩度をいう。)が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。 (5) 表示内容は、事業所等の方向、里程などを表示するものであること。 (6) 電柱の支柱の類に表示し、又は設置するものでないこと。 (7) 取付方向は、道路中央側でないこと。			
消火栓の標識を利用する広告物	(1) 表示面積は、1面につき、0.32㎡以下で、かつ、突出し幅は0.8メートル以下であること。 (2) 個数は、標識柱1本につき、1個であること。 (3) 地色は白、ページユその他これらに近い淡色とし、図柄は2色以下とすること。 (4) 道路の占用の許可(道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可)を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5m(歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5m)以上であること。 (5) 取付方向は、道路中央側でないこと。 (6) 消防署長が道路管理者の許可を受けて設置した消火栓標識柱に添架するものであり、当該消防署長の同意書を添付したものであること。			
街灯柱を利用する広告物	(1) 表示面は2面とし、その面積は1面につき、0.5㎡以下であること。 (2) 道路の占用の許可(道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可)を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5m(歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5m)以上であること。 (3) 個数は、街灯柱1本につき1個に限ること。 (4) 道路管理者が設置した街灯柱に添架するものでないこと。			
バス停留所の標識を利用する広告物	(1) 表示面は進行車両の非対向面及び歩道面の2面とし、1面の表示面積は、0.2㎡以下で、かつ、表示ボックスの各表示面の大きさの3分の1程度で、その位置は、表示ボックスの最下段とすること。 (2) 広告物を設置し、管理する者は、バス事業者であること。			
アーケードの支柱を利用する広告物	(1) 表示内容は、地名、街区名等であること。 (2) アーケードの両端(切断部、断層部等を含まないものとする。)のはり以上の高さに設置するものであること。			
アーチの支柱を利用する広告物	(1) 表示内容は、地名、商店街名等公共的な名称であること。 (2) 道路の占用の許可(道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可)を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5m(歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5m)以上であること。			
貼り紙	(1) 表示面積は、1㎡以下であること。 (2) のり付けしないものであること。 (3) 1壁面につき、2枚以下であること。			
貼り札	(1) 表示面積は、0.5㎡以下であること。 (2) 1の物件につき、2枚以下であること。			
立看板、置看板又はのぼり旗	(1) 表示面積は、1面につき、2㎡以下であること。 (2) 風雨等により倒れるおそれのないものであること。			

広告幕	自家用広告物等	表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の3分の1以下であること。	表示面積の合計は、1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の3分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	表示面積の合計は、1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の2分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	横断幕にあつては、道路を横断して設置するものでないこと。
	一般広告物	表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。	表示面積の合計は、1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	表示面積の合計は、1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。ただし、形状、色彩及び意匠について、周囲の景観に配慮していると市長が特に認める場合は、1壁面につき、本文の面積基準の1.5倍以下とする。	
アドバルーン	<p>(1) 広告物は掲揚網に設置するものとし、その大きさは長さ15m以下、幅1.5m以下であること。</p> <p>(2) 気球の大きさは直径3m以下、綱の長さは50m以下であること。</p> <p>(3) 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。</p> <p>(4) 補助綱を用いるものであること。</p>				
ぼんぼり	<p>(1) 大きさは、縦1m以下、横0.8m以下であること。</p> <p>(2) 表示面は、3面以内であること。</p>				
道標、案内図板又は案内板	<p>(1) この表における壁面広告、突出し広告、つり下げ広告、屋上広告及び独立して設置される広告物の一般広告物の許可基準を満たすものであること。</p> <p>(2) 道路に突き出ないものであること。</p>				

禁止地域等における自家用広告物の許可基準

種類	基準	
	個別基準	共通
壁面広告	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。</p> <p>(2) 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>(1) 1の敷地における表示面積の合計は、30㎡以下であること。</p> <p>(2) 電光表示広告物を表示し、又は設置するときの表示面積の合計は0.5㎡以下であること。ただし、立看板、置看板又はのぼり旗については適用しない。</p>
突出し広告	<p>(1) 表示面は2面とし、その面積は1面につき、5㎡以下であること。</p> <p>(2) 1壁面につき、1列とし、規格を統一するものであること。</p> <p>(3) 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。</p> <p>(4) 地面から広告物の上端までの高さは、10m以下であること。</p> <p>(5) 通常の通行の妨げにならないものであること。</p> <p>(6) 道路に突き出ないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合にあつては、道路の占用の許可を受けて設置する道路の上空における突き出し幅が1.0m以下であるものに限り、道路に突き出すことが出来る。</p>	
つり下げ広告	<p>(1) 1個の広告物の表示面積は、2㎡以下とすること。</p> <p>(2) 道路の占用の許可（道路以外の場所で一般交通の用に供されるものにあつては、当該場所の管理についての権原を有する者の許可）を受けていること、又は地盤面からその下端までの高さが4.5m（歩道又は専ら歩行者の通行の用に供する部分の上空にあつては、2.5m）以上であること。</p> <p>(3) 通常の通行の妨げにならないものであること。</p>	
屋上広告	<p>(1) 1面の表示面積は、同一側壁面面積の10分の1以下であること。</p> <p>(2) 広告物の高さは、建築物の高さの3分の1以下で、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下とすること。</p> <p>(3) 建築物1棟につき、1個であること。</p> <p>(4) 屋根に直接表示しないこと。</p> <p>(5) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(6) 木造建築物に設置するものでないこと。</p> <p>(7) 高速自動車国道から展望できる100m以内の区域にあつては、点滅し、又は回転するものでないこと。</p>	
独立して設置される広告物	<p>(1) 表示面積は、1面につき、10㎡以下で、かつ、合計20㎡以下であること。</p> <p>(2) 高さは、10m以下であること。</p> <p>(3) 片面にのみ広告物を表示する場合で、その裏面が見えるときは、板等により覆い、又は塗装するものであること。</p> <p>(4) 高速自動車国道から展望できる100m以内の区域にあつては、点滅し、又は回転するものでないこと。</p> <p>(5) 道路に突き出ないこと。ただし、やむを得ない理由がある場合にあつては、道路の占用の許可を受けて設置する道路の上空における突き出し幅が1.0メートル以下であるものに限り、道路に突き出すことが出来る。</p>	
立看板、置看板又はのぼり旗	<p>(1) 表示面積は、1面につき、2㎡以下であること。</p> <p>(2) 風雨等により倒れるおそれのないものであること。</p>	
広告幕	<p>(1) 表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。</p> <p>(2) 横断幕にあつては、道路を横断して設置するものでないこと。</p>	

アドバルーン	(1) 広告物は掲揚網に設置するものとし、その大きさは長さ1.5m以下、幅1.5m以下であること。 (2) 気球の大きさは直径3m以下で、網の長さは5.0m以下であること。 (3) 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。 (4) 補助網を用いるものであること。
ぼんぼり	(1) 大きさは、縦1m以下、横0.8m以下であること。 (2) 表示面は、3面以内であること。

禁止地域等における案内広告物の許可基準

種類	基準	
	個別基準	共通
道標又は案内図板	(1) 公共団体が設置するものであること。 (2) 表示面積は、1面につき、5㎡以下であること。 (3) 個数は、最も必要な箇所に1個であること。 (4) 建築物の壁面を利用するものにあつては、壁面上端又は両側端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 (5) 独立して設置されるものにあつては、高さ4m以下であり、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから1.0m以上離して設置するものであること。	電光表示広告物を表示し、又は設置するときの表示面積の合計は、0.5㎡以下であること。
案内板	(1) 1事業所等につき、主たる進入路の両端のいずれかに、壁面広告又は独立して設置される広告物のいずれか1個に限り設置することができること。 (2) 建築物の壁面を利用するものの表示面積は、1面につき、1㎡以下であること。 (3) 独立して設置される広告物の表示面は2面とし、その面積は1面につき2㎡(3以上の者が共同して設置する場合にあつては、1.0㎡)以下で、かつ、その高さは3m(3以上の者が共同して設置する場合にあつては、5m)以下であること。 (4) 電柱その他の電柱の類に巻き付けられ、又は電柱その他の電柱の類から突き出すものにあつては、禁止地域等以外の区域における電柱その他の電柱の類を利用する広告物に係る基準(個数に係る部分を除く。)を準用する。 (5) 個数は、巻き付けのもの又は突き出しのものそれぞれ1個であること。 (6) 事業所等の方向、里程等を表示する面積は、表示面積(電柱その他の電柱の類に巻き付けられ、又は電柱その他の電柱の類から突き出す案内板に表示する内容に公共性が高い内容が含まれる場合における当該公共性の高い内容の表示に係る面積を除く。)の3分の1に相当する面積を下らないこと。 (7) 道路に突き出ないものであること。	

禁止地域等以外の区域における電光表示広告物の許可基準

種類	基準		
	第1種地域	第2種地域	第3種地域
電光表示広告物(主に映像を表示する装置を利用するものに限る。)	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、2㎡以下であること	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、2.0㎡以下であること。	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、3.0㎡(商業地域にあつては、4.0㎡)以下であること。
電光表示広告物(主に文字を表示する装置を利用するものに限る。)	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、5㎡以下であること	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、3.0㎡以下であること。	1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計は、4.0㎡(商業地域にあつては、5.0㎡)以下であること。

備考 禁止地域等以外の区域における電光表示広告物の許可基準は、各種類に応じて各種類の一般広告物の基準を適用する。ただし、独立して設置される広告物における高さは、当該基準の2倍を超えないものとする。